

平成 21 年 2 定 文教常任委員会

此村委員

それでは、私の方からも何点か質問させていただきたいというふうに思っております。

まず、小、中、高校の薬物乱用防止教育についてでございます。昨年 11 月には、県内の通信制高校に通う生徒が、大麻所持で逮捕されました。また、大学生による大麻事件も今年に入ってから何回も起こっていることが報道されておりました。今後、県内の若者にも広がる懸念もされております。この問題については、先の常任委員会でも取り上げて、薬物に対する小、中、高校生の意識や乱用の実態を把握して、薬物乱用防止教育を推進していくよう申し上げたところでございます。改めて県教育委員会の薬物乱用防止教育の取組について伺いたいと思っております。先日の私の質問に対しまして、平成 21 年度に実態調査を行うと、このような答弁がありました。その後の検討により、調査の具体的な内容、スケジュールはどのようになったのかお聞かせをいただきたいと思います。

保健体育課長

まず、調査の目的でございますけれども、学校における薬物乱用防止教育を推進する上で、課題を整理するとともに、それらの課題を解決するための方策を検討する基礎データを得るために行うものでございます。対象は県内の公立小学校 5 年生、中学校 2 年生、県立高校 1、2、3 年生、そしてその保護者でございます。

次に、調査する人数でございますけれども、小、中、高校生からそれぞれ約 1,000 人ずつ、合計 3,000 人、そしてその保護者約 3,000 人を合わせまして約 6,000 人という規模でございます。調査項目につきましては、児童・生徒の薬物乱用の実態と、薬物乱用に対する意識などについてでございます。スケジュールでございますけれども、調査の留意点を整理した上で、10 月ごろに実施させていただきまして、その後、調査データの入力、分析を行いまして、平成 21 年度中に分析結果を御報告させていただくという予定でございます。

此村委員

平成 21 年度中に調査をまとめると、こういうことではございますが、まとめて、そしてそれから検討するか、検討しながらまとめていくか、こういうことになるんでしょうが、それを基に対策をとっていかなければならないと、こういうふうに思うわけではございますが、いつまでにその調査を基にした対策をとっていくのか。その辺をお聞かせをいただきたいと思いますというふうに思っています。

保健体育課長

調査結果の活用ということでございますけれども、今回の結果を基に、保健学習の時間や薬物乱用防止教室などの指導において活用できる薬物乱用防止教育指導資料を作成してまいります。来年度中には、簡単な形での御報告、そしてその次の年に正式な指導資料ということになっていくと思っております。また、教員の研修においては、生徒に対しまして、適切な指導が行えるよう、この指導資料を活用するなどして、研修の充実を図ってまいります。保護者に対しましては、PTA、それから各団体等へ情報提供するとともに、学校における薬物乱用防止教育の理解や薬物乱用防止教室への積極的な参加を促進する資料として活用してまいります。このような取組によりまして、今後もより一層薬物乱用防止教育の充実に努めていきたいというふうに考えております。

此村委員

もうちょっと分かりやすく教えていただきたいと思うんですが、要は、これをまとめていろいろな資料を作って、それを各学校等でやりますよと、こういうことですね。一つは、平成 21 年度中に調査してまとめて、22 年度からもうちゃんとやりますよと、こういうスピード感がないと駄目。2 年も 3 年もかけてやるような話ではないですから、来年度中に調査し、まとめて、遅くとも平成 22 年度の授業教育の実施段階から始めますよという決意と、それからもう一つ、実際、この薬物乱用防止教室、この実施の割合が、この前頂いた資料では、小学校では平成 19 年度が 29.1%、それから中学校は 90.4%、高校は 98.0%とこういうことをごさいますて、この 90%以上は高いのか、どうなのかというのは一定の議論がありますが、こんなのは 100%やって当たり前の話で、何でやらない学校があるのかということです。やらない学校が。やらない学校はきちっと、こういったところで報告をしてもらうような形の強力な指導が大事だということと、小学校は非常に低いということですが、これなんかもきちっと市町村を通じて、しっかりと指導をしていくということですよ。あとは、中身も問題なんです。年に 1 回やって済ませているところと、やっぱり 2 回も 3 回もやってきちっとやっているところと差があります。そうした意味で、平成 21 年度から大麻等をはじめとする薬物乱用の教育を実施できるようにやるということ。これらをきちっとやるべきだと思いますが、御答弁をお願いしたいと思います。

保健体育課長

委員御指摘のとおりだと思います。この現状を踏まえますと、薬物乱用防止教室は今回、小学校の方がかなり低いという状況でございますので、市町村を通じて、この実施率の向上を働き掛けるとともに、高等学校のこの数字でございますけれども、前回は委員から御指摘があったと思いますけれども、実は統合等の関係でこのような数字になっておりました。高校の方は 2 回やっているようなところもございます。新聞に載った学校につきましては、すぐに全生徒を対象に指導したというような実情もございます。生徒・児童の実態に合わせて適宜時期を逸しないように、薬物乱用防止教室を開いていくように進めていきたいというふうに思っています。指導資料の方でございますけれども、調査時期が 10 月といいますのは、実は子供たちが夏休みが過ぎて、気が緩んできたような時期、その辺りが一番実態が分かるのではないかとということで設定をさせていただいております。本来でしたら、すぐに 4 月から始めたいところでございますが、そういうような事情で実態を踏まえた指導資料の作成ということを考えております。年度中には早急にまとめまして、是非それを活用していくように、こちらでも推進していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

此村委員

したがって、来年に調査をやって、再来年度から指導をやるということをお願いしたいと思います。

次に、インフルエンザ、それからはしか対策です。ちょっと私、今くしゃみをしていまして、インフルエンザではないので、御安心をいただきたいと思っております。さきの本会議で、我が党の佐々木議員より、学校におけるインフルエンザ対策についての質問をさせていただき、教育長より、臨時休業の目安とともに、留意事項を取りまとめて周知すると、このように答弁をさせていただきました。この留意事項の具体的な内容についてお伺いをしたいと思います。

保健体育課長

学校におきますインフルエンザ対策については、これまで臨時休業の判断基準を示して

おりませんでしたけれども、学校が判断時期を逸することのないように、県医師会の学校保健担当医師や国立感染症研究所などの専門家の意見を聞きながら、臨時休業の判断の目安とともに、児童・生徒の健康状態の把握、予防や感染拡大の防止の方法などについて、留意事項としてまとめさせていただきました。内容でございますけれども、学校や地域のインフルエンザ発生状況の把握、そしてマスクの着用や手洗い、うがいの励行など、予防のための保健指導、そして臨時休業を含めた流行の予防処置がございます。県立高校におきましては、欠席者数が在籍者数の20%程度、これは高校の普通のクラスが40人程度だと思いますから、その40人クラスで5名から8名というような判断で目安を立てさせていただいております。ただし、短期間に急激に患者が多くなったときなどは、欠席者が20%になる前に、時期を逸することがないように、臨時休業の措置をとるよう申し添えております。このインフルエンザ対策の留意事項につきましては、2月27日付けで県立学校及び各市町村教育委員会あてに通知をさせていただいたところであります。

此村委員

分かりました。これからまだ心配をされるこの病気と申しますか、インフルエンザでございますので、安全の対応をお願いをしたいと、このように思っております。

次に、はしかですけれども、昨年、それから一昨年大流行いたしまして、私の息子が通っている大学も閉鎖になったりなど、いろいろなことがあったわけでございますけれども、はしかというと、なかなかぴんと来ないんですが、調べてみると大変に怖い病気で、死に至るといふケースが多々あると、こういうようなことでございますので、決して油断はできない病気である。このように思っているところでございます。本県でも多くの児童・生徒がはしかにり患し、臨時休業を行ったという、そういう学校もあると聞いております。これは一義的には保健福祉部の所管ではありますが、学校における対策ということで今日は質問させていただきたい、このように思っているところでございます。はしかの予防接種については、現在の小学校2年生以下については、既に2回の接種を受ける機会が与えられておりますが、小学校3年生から高校3年生については、これまで一回しか接種の機会が与えられていなかったもので、近年、若者にこのはしかの大流行が起こったと、こういうふうな認識をいたしております。

そこで、まず本県の学校におけるはしかの発生状況と予防接種率について伺いたいと思います。

保健体育課長

まず、県内の公立学校の麻しんの発生状況でございますけれども、平成20年4月から12月31日までの間に、小学校が101校で203名、中学校は86校で174名、高等学校が72校で276名、特別支援学校6校で11名のり患がありまして、合計で265校、664名のり患報告がございました。また、予防接種の状況でございますけれども、平成20年12月31日現在の本県の予防接種率でございますが、中学校1年相当が59%、高校3年相当が43.5%という状況でございます。

此村委員

目標は国から出ておるようでありますが、接種率は何%ですか。要するに、何%を目指していて、何%が接種しているか。この辺はいかがでしょうか。

保健体育課長

国の目標では95%ということになっております。

此村委員

95%ですね。本県では約半分という、こういうこととございます。3回にわたってきちっとやりなさいということをお皆さんの方から学校の方に伝えているんだらうというふうに思うんですが、結果として、まだこの半分ぐらいの接種率と、こういうことについてどのようにお考えになっておりますか。

保健体育課長

小学校、中学校等につきましては、市町村がまず主体でありますので、県の方から委員おっしゃられたように通知等で連絡をさせていただいております。それから、高等学校につきましては、接種する場所が居住地ということとございますので、実はなかなか県立学校単位で受けたりできない状況とございます。それから、全県が1区になっている高校の状況とございますので、いろいろな地区から来ているということ、なかなか徹底するのが難しいということで、学校の方にも何度か奨励の通知、勧奨の通知は出させていただいたわけでございますけれども、こういうふうな状況であるということとございます。

此村委員

これは強制的にやるものではないわけではありますが、このやり方の工夫、それから意識の持たせ方、関心の高め方によって、どうにかなるのではないかなど、こういうふうにして、これはある新聞の最近の記事ですが、12月末時点で、高いところは81.4%であります。これは福井県。佐賀県の高校が80.3%、山形県が78.1%ということで、非常に高いところがあるんですね。公平を期して言うならば、最下位が東京の40.6%と。神奈川県は43.5%ですから、どっこいどっこいかなど、こういう状況になっているわけです。これも国の方から学校におけるはしか対策ガイドラインというのが厚生労働省の方から出ている。この中でも、95%を目指して、都道府県できちっと対応しろという、こういうこととありますが、具体的にどのような徹底の仕方をしていらっしゃるのでしょうか。

保健体育課長

今年度も何度か通知をさせていただきましたけれども、神奈川県保健福祉部の健康増進課とともに、啓発のビラを読みやすく、はしかというのはどういうものなのか、どういう症状が出て、後遺症はどうなるのかというような理解を深めることも含め、保護者にも勧奨の啓発のチラシを送付をさせていただいているという状況とございます。

此村委員

公表をしろとか、しないとかとは言いませんが、各学校別の接種率は把握しているんですか、県教委として。

保健体育課長

県教委としてと言われますと、ちょっと難しいところとございます。といいますのは、どの程度接種を受けたか、それから患歴はあるのかというようなことを、今現在、各学校に様式を示して、各学校の方で把握していただいているという状況とございます。そういう中で、各学校に御対応をいただきながら、一緒に予防に努めていくという状況とございます。

此村委員

何でもそうなんです、やっぱり徹底をして、徹底をした結果どうなったかという報告

を受けて、更に再徹底をしていくと、こういうことを繰り返していかないと、この種の問題はなかなか進まないわけですね。学校の対応の仕方によっても大きく違ってくるでしょう。それをやったからどうだとかこうだとかということだけで済ますのではなくて、子供たちの健康と命を守るために、学校長がどれだけの責任を持ってやるのかという、そういう意識の問題もあるんですよ、私が申し上げているのは。はしかから子供たちをいかに守ろうという意識をどれだけ学校長が持っているんですか。また、県教委がどのようにそれを踏まえて指導しているのかという、こういう問題ですから、学校が当然把握しているはずですよ。それを県教委がきちっと把握をして、そして学校によって恐らくそれぞれパーセントも違ってくるでしょうから、特に低いところとか、平均以下のところはきちっと指導していく。やり方なんて一杯ここに書いてあるわけですから、ガイドラインなんて、私も全部読み切れないうらい一杯書いてあるわけですよ、もう綿密に。これを徹底させないと。したがって、今学校単位のパーセントを全部県教委が把握をして、具体的に各学校に指導していくということを求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

保健体育課長

おっしゃるように、学校における麻しん対策ガイドライン等も出ておりますので、この予防と発生の対応につきまして周知するとともに、定期予防接種対象者とその保護者に対しまして、積極的に勧奨をしていく。そして、県立学校に対しましては、先ほど申し上げましたように、り患調査票によりまして、り患歴、予防接種の有無を把握していく。また、学校長に対しましては、学校長会議等で昨年度からも実施しておりますけれども、啓発を図っていく。そのような形で、麻しんにつきましては予防が一番ということでございますので、1人も麻しんにかからない対策を立てていきたいというように考えております。さらには、学校医の協力を得ながら、知識の普及、予防接種の意識啓発というようなものにも努めてまいりたいというふうに考えております。

此村委員

要するに調査をして、把握することもやるんですか、やらないんですか。

学校教育担当部長

御指摘いただきましたように、はしかの問題につきまして、去年、急激に大きな課題になったりもしました。その中で、私どもの対応、少し足りないという部分、御指摘を頂いております。そうした中、今保健体育課長も答弁しましたように、個人情報という部分もありますので、そこは少し注意を払わなければいけませんけれども、実態をきちんと把握をして、各学校の状況なども把握をして、そして意識を高めていく。これは、校長をはじめ、生徒にも保護者にも意識を高めていただきながら、接種率を少しでも高めていかなければいけないというふうに考えますので、各学校の状況もきちんと校長会と連絡をとりながら、また個人情報の取扱いなども配慮しながら、きちんと把握をする努力をして、努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

此村委員

申し訳ないけれども、人数何人というのが、個人情報の把握とどう関係があるんですか。関係ないのではないですか。

学校教育担当部長

少し私の言葉が足りませんでした。状況の把握につきましては、様々配慮が必要という部分も多少感じましたので、そう申しあげましたけれども、きちっとした形で取り組んで

まいりたい、そのように考えています。

此村委員

次は4月でしたか常任委員会は、5月か4月か、そのときまでにきちっと把握してくれますか。今私が申し上げたことを。

学校教育担当部長

最大限努力してまいりたいと考えています。

此村委員

では、また4月にお聞かせをいただきたいと、このように思っておりますので、しっかり把握をしていただきたい。要するに、どういうことを申し上げたいかということ、さっき申し上げたとおり、ちゃんと責任を持ちなさいよということですよ。これは国の方から、昨年、一昨年のはしかの流行によって、この5年間、特に小中学校の1年生と高校3年生に対して、無料でこの予防接種をいたします、95%を目指してください、目指しなさいと、こういう指導を出しているわけですね。要するに、現在の中学1年生と高校3年生、今受けたら無料なんです。高校1年生も3年生も、この3月31日で切れるんですよ。そうすると、その人たちが後から気が付いて、では受けましょうといったときにはお金とられてしまうのですよ。こういう意味もありまして、だから今ちゃんとやりなさいよと、31日までに、本年度、せつかく国がお金を出してやろうという、大変重い政策なわけですよ。それなのにまだ高3が43.5%、半分にも満たない。中学校は、市町村教委でやっているから、そっちの方が成績が良くて、直にやっている県立高校が駄目だと。これは正に誰の責任なんだという話になってくるわけで、人の健康と命がかかわる問題でありますから、私は申し上げているわけでございます。しっかりと取り組んでいただきたいと。

それから次の問題は、昨年、一昨年、非常に多くの、今回の報告でも265校、664人の方がり患していると、こういうことでございますけれども、その発生した場合の学校ではどのように対応をとっているのか、県教委としてどのような対応をしているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

保健体育課長

発生した場合でございますけれども、学校長は麻しんにり患している児童・生徒等には出席停止の指示をしております。麻しんにり患している疑いのある児童・生徒などには、学校医に診断させて、早期発見に努めております。そして、学校医と相談の上、臨時休業という措置をとるということでございます。学校の臨時休業につきましては、麻しんは感染力が強いということから、り患がたとえ1人であっても、周囲に対して感染力がある期間に登校して、感染の拡大が予想されるときなどは、周囲の予防接種歴、り患率などに基づき、学校長が学校医と相談しまして、時期を逸することがないように休業の判断をしております。

県教育委員会では、県立学校で麻しんによる臨時休業があった場合には、麻しん、先ほどから申し上げておりますように、感染力がとても強いということで、未然防止が一番であるということから、記者発表を行いまして、県内すべての県民に周知するとともに、県内の各学校に対し情報提供を行いまして、感染拡大防止に努めているところでございます。

此村委員

それでは、かかった生徒、その疑いのある生徒は出席停止、これは学校長がやるんですね。さっきもちよっとインフルエンザでありましたように、学校閉鎖等の措置は誰がやる

んですか。

保健体育課長

設置者ということでございますけれども、学校長にその任をゆだねているということでございます。

此村委員

本来、設立者が決めるわけでしょう。出席停止は学校長がやりますよと。それで、この学級閉鎖、学校閉鎖は、学校設置者がやるんですが、県立高校の場合は誰がやるんですか。

保健体育課長

県でございます。

此村委員

それで、では県の方でいろいろと起こってきましたと、現実には起こってきますよと、こういう中で、学校閉鎖の判断をする基準は設置者が学校長及び学校医や保健所等と協議して決定するという、これもインフルエンザのときと同じように漠然としたというか、国ではそういうものを定めて、現場でそういったことをきちっと定めさせようという、こういう指導なんだろうと思うんですが、その辺の基準みたいなのはできているんですか。

保健体育課長

学校長に任せているという部分は、生徒の状況、学校の状況を一番把握している、そして即座に判断できるのが学校長ということで、一番理にかなっているというように考えております。

また、学校における麻しん対策ガイドライン、平成20年4月に全学校に配付しておりますけれども、これが文部科学省、厚生労働省監修で、国立感染症研究所感染症情報センターから出ております。これによりますと、「り患がたとえ一名であっても」という、先ほど申し上げたことがしっかりと書かれておりますので、既にこれが基準となっているように判断しております。

此村委員

そうしますと、1名でもり患者が出れば、学校を閉鎖をするというのが学校設置者たるこの基準であると、このように受け止めてよろしいのでしょうか。

保健体育課長

先ほども申し上げましたように、周囲に対し感染力がある期間にり患の生徒が登校して感染の拡大がある。また、行事などでその生徒が全校生徒と接触している可能性がある、そういうような場合に、先ほど保健体育課の方から配付させていただいているり患カード、学校が把握しているり患カードや接種の状況を見ながら、生徒にまん延してしまうという判断をしていただきます。クラスで1人の場合でも全校閉鎖がある可能性もございますし、または周囲の生徒の接種が進んでいる、り患してしまっていて、既に大丈夫であるという生徒が多い場合は、様子を見るというケースもございます。そういう意味で、学校長に判断していただくということでございます。

此村委員

これもインフルエンザと同じように、極めて抽象的といいますか、主観的というか、そ

ういうものなのですが、もう少し普遍化させるような、というのは、本来は責任を持って学校設置者が判断をすべきことを学校長に任せている。学校長はその重い責任を感じて、それを判断しなければならんと。その学校長は何をもってそれを判断したらいいのかというその辺の基準は、任せただけからにはこういう判断の下でちゃんとやってくださいよという基準を、県教委の方から出さなくてよろしいんですかということですよ。

保健体育課長

先ほどのインフルエンザと麻しんとでは、状況が少し違うということで、感染力が麻しんは大変強いんです。そして、重い後遺症が残るケースがございますので、国の方で、先ほど申し上げた学校における麻しん対策ガイドラインをしっかりと示して、どういう状況であつたらこうなさいというのは、きちっと示されております。インフルエンザに関しましては、どの県を調べさせていただいても、国の方に問い合わせさせていただいても、基準は一切示していただけていませんでしたので、県の方でしっかりと学校長が判断できるように、時期を逸することがないようにつくらせていただきました。一方、麻しんに関しましては、国の方がしっかりとガイドラインを出しておりますので、これに従ってこちらは相談を受けます。学校長の判断が難しい場合は相談を受け、アドバイスもさせていただきますながらやっております。

此村委員

私も同じものを持っているんですよ。何もそんなに具体的に書いてないんだよ。要するに、学校設置者は学校長及び学校医や保健所等とよく協議して決定をします。それで、何が何でも、何がこうなって、こうだった、ああだったとかと今言われたようなことで、随分分厚いやつなんです。見ているとそこまではね、本当にそんなこと書いてあるんですか。それは全部徹底されているんですか、学校長に。

保健体育課長

もうしっかりと、きっちり徹底されているかと委員から言われますと、それはもしかすると足りない部分があるかもしれません。学校における麻しん対策ガイドラインは、全学校に配付しまして、通知をさせていただいたところですが、これは平成20年の4月のものがございますので、来年度麻しんのはやる時期、まん延してくる時期には、再度様々な会議で学校長自身にもしっかりと理解していただけるように徹底を図ってまいりたいというように考えております。

此村委員

分かりました。そうしますと、さっき265校、664名の学校で患者があつたと。学校閉鎖したのは、このうちどのくらいあるんですか。さっき、はしかにかかった患者のり患率ありましたね。その中で、学校閉鎖をした学校は何校あつたんですか。全くしなくても済んだんですか。

保健体育課長

学校閉鎖でございますけれども、8校ほど昨年度はございます。ただ、あとは学級閉鎖、学年閉鎖ということで済んでおりまして、そういうような状況でございます。

此村委員

では、265校の内訳、学校閉鎖が何校で、学級閉鎖が何校ですか。

保健体育課長

学校閉鎖は8校ございます。

此村委員

あと、学年とか学級とか。要するに、1人でも閉鎖するような重要な大事なことなのに、これだけの数のり患者がいるのに、そんな数で済んだんですかという、こういうことですよ。

保健体育課長

8校で学校閉鎖、その内訳では、例えば3人のり患で休校していたり、7名のり患で学年閉鎖をしていたりというような、様々な状況で、学校の状況に合わせて各学校が休校、又は学年閉鎖、学級閉鎖をしているという状況でございます。

此村委員

人数は、664人で、264校でり患者が出たというふうに言っているわけですよ。さっき課長の話の中から、非常に感染力が強いので、確かに一人でも出れば学校閉鎖をやるというような、そういう状況もあり得るんだ、こういう中で、265校にり患者が出た。それで、学校閉鎖したのは8校ですよ。あとは、学級閉鎖とか何か分からないけれども、普通考える実態と、皆さんがこういうふうに判断しますよと、正確にこういうふうに判断しているんだと、指示を受けて判断しているんだと、こういうふうに主張される割に、実態が265校の学校でり患者が出たにもかかわらず、たった8校しか学校閉鎖しなくて済んだ。これはいいんですよ、数が少ないのはいいんだけど、8校でしたよと。あと学級閉鎖が何校ですよと、こういうちょっと現実の数とくい違うのではないですか。要するに、極めて客観的に判断されていたのかどうかということを私は問いたいわけです。正確に。だから、正確に判断されていないとするならば、もっと分かりやすく、具体的な判断基準を県教委として、きちっと示すべきだと。国でこういうことがあるから、細かいことを書いてあるから、これについて全部学校に送ってあるから、あげてあるから、学校長がそれを見て判断していますよというような、他人任せではいかなものですかと、こういうことなんです。

保健体育課長

私どもも、先ほど申し上げた麻しん対策ガイドラインにのっとして御相談があったときは対応させていただいております。ですから、県でもう一度このような形で、はっきりと学校長が時期を逸しないように判断をとるのであれば、また再度、この形で通知は出させていただきますという状況になるとは考えます。

教育局長

委員から今、265校の内訳を問われていますので、ちょっと答弁保留をして確認させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

教育長

数字的な意味は申し訳ございません。そのぐらいの数字を把握してなくてはいけないので、詳しい御報告を改めてさせていただきます。実態をきちっと踏まえた上で、先ほど御答弁したとおり、感染力が強い。インフルエンザについては、いろいろなインフルエンザがあるということで、今回初めて目安を出させていただきました。はしかの方が早くから臨時休業の措置が、これは学級か学年か学校かの違いはあると思っておりますけれども、出てい

るという印象で私の方にも報告がありました。ですから、インフルエンザよりも早くからはしかについては、相当いろいろな形での学校への指示が出ているというふうに私も認識しておったところがございます。ただ、今の質疑の中で、不徹底な部分があるというふうに私も感じましたので、インフルエンザと同様に、はしかについても、もう一度二百五十数校の状況もきちっと把握した上で、対応の足りない部分を通知にして、同じような方法をとるのか、違う手法をとるのかは別にして、きちっと県教委としての対応を学校に示していきたい、こんなふうに考えております。

此村委員

わかりました。これは、先ほどから申し上げているように、この責任は、申し訳ないんですが、教育長ですからね、教育委員会ですからね。学校長ではありません責任者は。だから、その学校長に判断をゆだねるからには、最終的には県教委が責任をとれる通知をきちっと学校長に徹底すると。だから、今までと同じようなものを出したのでは、恐らく徹底されないわけでありますので、きちっと対応をしていただきたいというふうに思います。

それと、すみません、ちょっと行ったり来たりしてしまいましたけれども、先ほど申し上げたように3月31日まで、あと二十何日間、今の中1、高3の生徒がこの期間に予防接種を受ければ無料で受けられるわけで、この4月から始まる、正に流行期間に備えられるのに、高校ではまだ56.5%の人が受けていないという現状を踏まえて、どのように対応をされますでしょうか。

保健体育課長

先ほど申し上げましたように、2月27日に通知を出させていただいております。既に高校の場合は卒業してしまっているのです、高校に関しましては、なかなか難しいところがあるとは思いますが、市町村に対しましては、何度これは通知をしてもいいというふうに考えますので、通知をさせていただいて、市町村まで徹底できるようにしていきたいというふうに考えております。

此村委員

これは、是非、次の中1といえは今の小6、それから高2の人は来年度は無料になるわけですね。今の中1と、高3は、この3月31日まで受けないと無料にならないと。結構お金もかかるんだろうというふうに思いますから、1人でも多くの方が、受ける意思のある人はきちっと受けられるように、もう受けたくないという意思の人は、これは強制的にやる必要はないんですが、少なくとも受けたくないと思っている人以外は全員受けるような形で徹底をしていただきたい、このように思っております。

それから、この95%の接種率を国が定めております。5年以内ぐらいに95%を目指すと、こういうようなことでございますが、今県立高校では45%、かなりの数字の乖離があるわけですが、相当の対策をとらないと、95%にいかないのではないかと。要するに、今までのような同じようなことをやっていたのではいけませんよと、こういうことを申し上げているわけでありまして、今後の対策について伺いたいと思います。

保健体育課長

状況といたしましては、前年度に比べまして、り患者が激減しているような全県の状況ではございますけれども、まだまだり患者が全く出ていないという、特別というわけではございません。ですから、先ほど申し上げたように、まずはり患、それから接種率、り患歴という麻しんカードを更に徹底いたしまして、県立学校に対しましては把握をし、早急に対応を考えさせていただきたいというふうに考えております。委員おっしゃるとおり、

確かに通知は何度か出してまいりましたし、カードも少し前に出させていただいたわけなんですけれども、その徹底はしておりませんので、その辺り、それから今後、4月以降の対応に含めましても考えていきたいというように思っております。

此村委員

先ほど申し上げましたように、現在の小学校3年生から今の高校3年生までですが、一回しか予防接種を受けていないということで、この人たちを中心に、昨年、一昨年とあれだけの流行があったと、こういうことでございまして、ということは逆に言うならば、そういった人たちは引き続き残っているわけでありますので、ちょっとした拍子でまた大流行をする危険性が極めて大きいと、こういうことでございます。今課長からも御答弁を頂きましたように、きちっと、今までとまた違った、より強力な対応で、これは本当に命にかかわる問題でもありますし、是非お願いをしたいというふうに思っております。

次は文化財の普及啓発についてであります。この前申し上げたように、神奈川県文化財というホームページを開きますと、神奈川県内にある国、県、市のそれぞれ重要文化財等々が出てくるわけでありますけれども、最初に私が質問したときには、県の非常にそっけない何らかのペーパーで、名前と住所と簡単な説明という程度が掲載をされておりました。最近文化財に国民、県民の間で非常に大きな興味を抱く人が多くなっております。特に団塊の世代、これから定年退職をしていく人たちは、正に宝物探しみたいに全国いろいろと旅行に出掛けたりしている人たちもいる。今年は横浜開港150周年で、世界からいろいろな人たちが神奈川県に来て、日本のそういう文化等に触れていきたいというふうに考える人たちが一杯いる。そういう人が、まずアクセスするところは、ホームページですよ。文化財の紹介、これをまずきちっとやるべきですよというお話をさせていただいて、やりますという御答弁を頂きました。せっかくこのような神奈川県の貴重な文化財やそういったものがあるのにもったいないわけです。対応していただいていると思うんですけれども、対応していただいている状況を御答弁いただきたい。どの程度まで今進んでいて、いつまでにどの程度、何をやろうとしているのか、聞かせていただきたいというふうに思っております。

文化財担当課長

9月以降の取組でございまして、職員の手によって、できるだけ工夫をしながら内容の充実を図っておるところでございまして、具体的には、市町村の中には国・県の文化財の写真や詳しい解説などをホームページに掲載しているところがございますので、その中で同意を頂きました市町村から順次、県のホームページから市町村ホームページへ直接リンクして、写真や解説を閲覧できるように、現在掲載内容の充実に取り組んでいるところがございます。

また、県立の歴史博物館や金沢文庫など、県の機関が所有している文化財につきましては、県のホームページの解説の中に順次写真の追加掲載を行っているところがございます。

此村委員

少ない人数で金もほとんどない中で、いろいろと努力していただいているんだろうと思うんですが、ちょっと遅いかなと、もう少しできているのかと思っていたんですが、なかなか時間と金がなくてできないのかなと思っております。大体いつごろを目標としているんですか。文化財の所蔵者が嫌だよというようなところ以外で、可能なところはいつごろまでを目どにできるのですか。特に今年はさっき申し上げたように開港150周年で、世界の人たちがどっと来る。その中で神奈川の文化財を紹介することが、正にこの文化立県神奈川、それから観光立県神奈川を支える大きなツールになってくるというふうに考えれば、

当然早めにやっていただいた方がいいんだろうと思うんです。大体いつごろまでを目どにやっていただけるのですか。もし人が足りなければ、ちょっと業者にでも出してでも、とにかく早く、それで多くの観光客が来れば、その分県税収入が増えるわけですから、その分は十分にまかなえるんだろうと思いますよ。いずれにしても早くやるのが大事だと、こういうふうに思いますが、いつごろを目どにやりますか。

文化財担当課長

委員からもお話がございましたが、私どもまずは市町村とのホームページのリンクということでやらせていただいたんですが、御覧になっていただくと、まだ不十分な点がございます。そういう面で、4月以降の取組につきましては、リンクができない市町村、それから市町村のホームページで文化財関係がないところもございますし、所有者の同意を頂くことが前提となりますので、市町村の協力も得ながら、次のとおり優先順位を付けて、写真ですとか、交通案内などの掲載作業を行ってまいりたいと考えております。第1に、市町村が所有していて、積極的な活用を推進している史跡等でございます。2番目には、県民への周知が必要な地域のお祭りですとか、行事、民俗芸能でございます。3番目は、いわゆる県民の方が訪問しやすい建造物、この辺りをまず第1段階としての優先順位として、取り組んでいきたいと考えております。作業内容としましては、県民の方々が訪問するときの参考となりますように、国、県指定文化財の写真ですとか、交通案内、案内図などを順次掲載していきたいと考えております。解説につきましては、今後文化庁や県の文化財保護審議会の関係機関などとの調整も必要でございますので、一定程度取りまとめができた段階で掲載をさせていただきたいというふうに考えております。

なお、これらの作業につきましては、市町村の協力が欠かせませんので、市町村の御理解を得ながら取り組んでまいりたいと考えています。こういうような取組を通じまして、県内の文化財のホームページの内容の充実を順次図ってまいりたいと考えております。

此村委員

順次というような、この前の答弁は年度内とか、そんなお話もあったんですが、どこまでが年度内なのか、ちょっと細かいところの議論は詰めなかったんですけども、年度内にとこのようなお話があったんですが、いずれにいたしましても、努力はしていただいているということは認識をいたしておりますし、実際、対応していただいたところは、以前と雲泥の差があるぐらい、そのまま写せば夏休みの宿題ができるぐらいの詳しい、非常にいい内容になっているというのは事実でありますので、それはそれで進めていただきたいというふうに思います。ただ、気になったのは、文化財を広く紹介をするということで、さっきも申し上げたように、やはり多くの方がそこに訪れるということが大事なんです、訪れることが。だから、訪れるために何が必要かというのは、これはやっぱりアクセス地図なんですね。これが付いていたところを見たら、何だか分からない線が引いてあったり、点々があったり、どう行けばいいんだというような、余りにも簡単なものになっていましたよ。それに地図がないのさえある。例えば愛知県では非常にいろいろとやっていて、非常に詳しく地図が、ぱっと見ればどこにあるんだなど分かるんですよ。車で行っても、どういうふうに行けばいいのかよく分かるし、電車ならどこの駅で降りて、歩いて何分だなど、こういうところまで詳しく出ていました。正に文化の紹介とともに、まあ、文化の紹介だけでいいんでしょうけれども、観光も非常に頭に入れていました。愛知県に来てもらうということを頭に入れていましたよ。やっぱり来てもらうことによって、生涯学習にも観光にもなるわけですから、とにかく来てもらうということに力点を置いて、そういった地図等の掲載をきちっと丁寧にやっていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

文化財担当課長

まず、市町村等の状況ですが、15市町村につきましては、ホームページで文化財の紹介をしております。現在、県のホームページとの第一段階のリンクにつきましては、作業は完了しております。それで、委員御指摘のとおり、案内図につきましては、分かりづらいところもございましたので、市町村に掲載されている案内図を見ていただく方法をとっております。しかし、市町村によっては案内図を掲載してなかったり、掲載しても分かりづらい案内図があったりというところもございました。これらの改善のためには、分かりやすい案内図を私どもが一からつくることが一番なわけですが、一つ一つ手づくりとなりますことから、入手と時間が必要となるところもございます。また、私どもは全体として、写真とか解説の充実というの図らなければなりません。ということでございまして、すべてを一度にということがなかなか難しい状況にあります。そこで、案内等の一つの方法としましては、例えば文化財を所有する機関等の中には、既に案内図を作っているやっつけて分かりやすい内容のものがありますので、既存の案内図を活用するなどして案内図を作成しまして、県のホームページに載せていきたいというふうに思っております。また、案内図だけですべてが分かるというわけにはいきませんので、案内図を補う意味で、交通案内も利用する側に立った分かりやすい案内に努めまして、県のホームページの備考欄に掲載するなど、皆様に訪問していただけるよう作成していきたいというふうに考えております。

此村委員

ありがとうございます。いずれにしましても、これを一生懸命やっただけでいるのは分かりました。それで教育長、答弁願いたいんですけども、要するに、今一つの課でこういうふうに行っているわけですよ。現実に非常にものすごい数なんですね、見ましたら。あれを何人の職員がいるか分からないけれども、さっき申し上げたように、観光立県神奈川という、そういう視点からも、やっぱりそういうことをきちっと広く紹介することが必要ですよ。観光というそういった面もあるわけですね。いろいろな非常に幅広い目的もありますよ。こんなに膨大な数があるって、一つの課でそういったことを全部抱えて、それを金もないから自前でやっているという、こういうことでもあります。商工労働部から予算を持ってこれるかどうかわかりませんが、そういったところも含めて、やっぱり金と人を少し考えてやらないとまずいのか、こういう思いがあるわけです。もしそれが他部局でかなわないならば、教育委員会の中でその辺を検討して、応援部隊を出すとか、何とか横浜開港150年という一つの大きな行事の年ということでもありますから、何とかこの機会に神奈川県文化財を広く世界に紹介できるような体制をとるべきだと、このように思いますがいかがでしょうか。

教育長

広く神奈川の文化財、学校教育の中でも伝統文化を知るとか、地域の文化財を教材として使うとかという答弁を先ほどさせていただきました。したがって、ちょっと今、具体的にどこまでという御答弁、具体的にはできませんけれども、委員御指摘の趣旨を踏まえて、市町村の御協力もいただきながら、できるだけ分かりやすく、それから教育委員会としての体制についても何ができるかも含めて考えて、きちっとした対応ができるように努めてまいりたいというふうに考えております。

此村委員

では、よろしく申し上げます。以上で終わります。